

# 東京都病院協会 会報



東京都病院協会  
医療共済制度 引受保険会社

東京都墨田区錦糸1-2-4 AIGタワー18F  
アリコ ジャパン 全国法人開発部  
TEL(03)5619-3827

2009年(平成21年)6月25日

第146号

毎月1回 定価 200円(会員購読料は会員含む)

発行所: 一般社団法人東京都病院協会 / 発行人: 河北博文 〒101-0062 千代田区神田駿河台2-5 東京都医師会館内306号  
TEL:03-5217-0896 / FAX:03-5217-0898 / URL : http://www.tmha.net / E-mail : tmha@mri.biglobe.ne.jp

平成二十二年二月十四日(日)開催  
第五回東京都病院学会の挨拶  
学会主題

「医療再生へのパラダイムシフト  
現実を踏まえて」の主旨

第五回東京都病院学会  
学会長 木村佑介(佑和会木村病院理事長)



木村 佑介

第五回東京都病院学会は平成二十二年二月十四日(日)東医健保会館で開催することになりました。

昨年、十一月に第五十回全日本病院学会東京大会の開催に協力した経緯もあり、第四回東京都病院学会から一年あいて今回の開催となりました。

ひょんなことから学会長をおおせつかり、どうしたらいいのか困惑しているのが本当のところでした。

副学会長には中西泉先生(町田慶泉病院理事長)、運営委員長には小泉和雄先生(いずみ記念病院理事長)と心強い協力者を得て、力をあわせて開催に向けてつつがなく進めていく所存でおりますので、よろしくお願い申し上げます。

学会主題について、私と中西副学会長、小泉運営委員長の三人で検討、議

論を重ねてまいりましたが、「東京の病院のあるべき姿」、「継続と連携」、「医療崩壊のあとの再生」等々、いろいろと案ができました。  
学会主題の候補についてはいずれも高邁な理想ではなく、我々病院の医療現場にしっかりと足を踏まえ、そこから次のステップへの足がかりになるようなものにするので三人の意見が一致しました。

さらに検討を重ね、医療をはじめ、あらゆるものが「崩壊」している状況の中で、「崩壊」の次にくる「再生」への道に焦点を向け、幅広くみんな考えていくことが、これからの医療を進めていくには大切な視点であると考え、標記のような「医療再生へのパラダイムシフト 現実を踏まえて」としました。  
五月十九日に開催された理事でも無事承認が得られ、例年のごとく教

## 理事会報告(6月)

当協会は、平成21年6月10日付で東京都に対し「救急医療機関勤務医師確保事業に係る事業計画」へ意見書提出をしました。(社)全日本病院協会、(社)日本病院会の理事会でも厚生労働省に対して意見書の提出について検討中との報告がありました。

急性期医療委員会は、東京ルール参加病院の看護師を対象とした「救急トリアージナース育成講座」を7月27日に開催を予定しています。案内は内容が整い次第送付します。

東京都合同総合防災訓練は、今年度は、世田谷区・調布市を中心に開催されます。当協会には、8~10組の医療救護班の参加の要請がありましたので、今年も協力をお願いします。

慢性期医療委員会は現在、三次救急と慢性期病院の連携について手あげ方式で推進しています。今後もなお、参加の病院を増やし、連携のシステムを構築していく方針です。

「臨床研修指導医養成研修」を東京都病院協会として開催することについて、次回の理事会で特別委員会を発足して、検討していくことにしました。

診療報酬改定に関する検討が次期衆議院選挙の影響もあってか活発な審議がありません。この時期に当協会から「地域格差について」の要望書を河北会長の意向も踏まえて提出することとしました。

機能評価受審推進委員会は、10月に「受審個別相談会」を開催予定です。

新型インフルエンザ対策については、過大な情報に惑わされず、個々の病院で情報を解析し、しっかりとした対応を行なうように会員病院に周知することとしました。

育倫理委員会(川内章裕委員長)にも協力をいただき、中西副学会長、小泉運営委員長とともに、学会の具体的な形を作り、内容の検討、演題募集等に向けて六月より進めていくことになりました。少し地味な感じのテーマかもしれませんが、皆様の協力が素晴らしい議論を通して、明日の病院のあり方を示唆する有意義な「第五回東京都病院学会」にしたいと思えます。

まだ未確定な部分が多い中、学会の主旨を紹介させていただきましたが、会員のみならずには内容が固まり次第お知らせしてまいりますので、演題募集には多くの応募をいただき、学会当日にも多くの参加がいただけますようよろしく協力のほどお願い申し上げます。

パラダイムシフト【paradigm shift】ある時代・集団を支配する考え方が、非連続的・劇的に変化すること。規範の遷移。思想の枠組みの変動。社会全体の価値観の移行。パラダイムチェンジ。

### 演題募集 十一月二十日(金)締切り

課題演題は、後日詳細ご案内しますが、今回も多数応募されることを期待します。積極的なご参加をお願い致します。

- 応募要件
- 一、発表資格者は、東京都病院協会会員病院
- 二、申込方法は、所定の演題申込書に必要事項を記入の上、平成二十一年十一月二十日(金)までにFAXまたはメールでお申し込み下さい。

# 【緊急報告】 救急医療機関勤務医師確保事業に係る 事業計画への意見書提出について

総務委員会

《参考資料》

## 救急医療機関勤務医師確保 事業の概要(案)

### 一、事業目的

医療機関が、休日及び夜間において救急医療に従事する医師に対する、新たな手当(以下、「救急勤務医手当」という。)を創設することを促し、過酷な勤務状況にある救急医等の処遇改善を図る。

### 二、補助対象者

救命救急センター、救急医療機関、総合周産期母子医療センター又は地域

周産期母子医療センター

### 三、補助事業内容

二の施設の長が、休日及び夜間において救急医療に従事する医師に対し、救急勤務医手当を支給する場合に補助金を交付する。  
ただし、補助対象は、救急患者の診療実績がある日に支給した手当に限る。

【救急勤務医手当の要件】

- (一) 休日夜間に救急対応を行う医師に、宿日直手当や超過勤務手当とは別に支払われる手当。(常勤・非常勤ともに含む)
- (二) 本手当は、医師への手当のうち

救急医療に従事することに對する対価であることを就業規則等に明記している必要がある。  
また、手当の創設をするにあたって、既存の手当の減額を伴う就業規則の改正を行わないこと。

### 四、補助内容

- (一) 補助基準額  
一人一回当たり  
休日の昼間 一万三千五百七十円  
毎日の夜間 一万八千六百五十九円
- (二) 補助率 二/三(国一/三、都一/三)
- (三) 算定方法  
手当額の単価が補助基準額以下の場

合・補助額=手当額×二/三  
手当額の単価が補助基準額を上回る場合・補助額=補助基準額×二/三  
一施設当たりの限度額はなし  
平成二十一年四月一日以降に就業規則を改正し、創設した手当に限る。  
既存の救急勤務医手当を増額した場合は、既存の手当の単価を超える部分が補助対象となる。

### 五、その他

本事業は、詳細について厚生労働省と調整中であり、今後、内容に変更が生じる可能性があります。あらかじめ御了承ください。

平成21年6月10日

東京都知事  
石原慎太郎

一般社団法人 東京都病院協会  
会長 河北博文

## 意見書

救急医療機関勤務医師確保事業にかかる事業計画について

文教大学学園理事長の渡辺孝氏が平成21年6月8日付けの日本経済新聞(経済教室)で行政の過剰な介入は、銀行経営の自主性やガバナンス能力の確立を結果的に大きく遅延させる恐れがあると指摘している。

まさしく、医療政策においても、「過剰な介入」は医療機関の自主性やガバナンス能力の構築に悪影響を及ぼすことが懸念される。また、現在でも診療報酬と補助金に関しては、医療現場の実態を反映するものではなく、救急医療を維持するためにはまったく不足しており不相当である。

この点を踏まえ、東京都病院協会は、このたびの勤務医の「過酷な勤務状況の処遇改善」のための補助についても、医療機関にも負担を求めるものではなく、国と自治体が全額補助を行い、その配分については医療機関にゆだねるべきであるとする。

したがって、以下の理由により、実態を理解せずに医師不足を短絡的に解決しようとし、現場を更なる混乱に追い込む可能性のある本制度を病院としては到底受け入れられるものではなく東京都病院協会は強く反対する。

## 記

1/3の負担を病院に求めているが、すでに当直医に対しては患者搬送の有無にかかわらず、(高額の)負担を行なっている。

救急患者搬送時に対応するのは医師のみではなく、看護師、レントゲン技師、薬剤師、事務員等も関与している。したがって、補助金の配分をどう行なうかは病院に任せるべきである。

就業規則まで変更させることは病院経営の自由への干渉である。

補助金申請した病院で救急患者の診療実績がなかった場合は補助の対象からはずれることになるが、救急医は確保しているので、診療実績の有無を問うことは要件からは削除すべきである。

今回の処置は一時的な暫定的処置となっているが、今後打ち切りとなった場合は一層の混乱をきたす。手当の増額だけでは「過酷な勤務状況にある救急医等の処遇改善」に繋がるとは思えない。抜本的対策を講ずるべきである。

休日全夜間診療事業において土曜日の午後は休日扱いとして対応しているが、今回の補助金は日勤の扱いで処理されており、制度間の乖離がある。さらに、日曜日などの休日日勤務は半日勤務など勤務時間に多様性があるにもかかわらず補助金1日分以外の支払方法しかなく、一層の混乱をきたす原因になりかねない。

以上

【寄稿】

福祉医療機構の新たな融資制度について

その概略とご案内

適用期間は、平成二十二年三月まで

独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部

一、はじめに

独立行政法人福祉医療機構は、特殊法人等改革により、社会福祉・医療事業団の事業を承継し、平成十五年十月に福祉の増進と医療の普及向上とを目的として設立された独立行政法人です。

二、医療経営を取り巻く環境と経営安定化資金の拡充

医療経営は、数次にわたる診療報酬のマイナス改定等により、年々厳しくなっており、医療関係施設の経営体力が低下しているといわれています。

当機構の融資先の病院及び介護老人保健施設の収益率(1-総費用/総収益)×100の推移をみると、「図」のとおりです。

一般病院(一般病床の割合が全病床の五十%を超える病院)の収益率は、平成十三年度から十九年度では、低下傾向を示しており、十九年度の収益率はマイナス〇・三%と赤字となっております。他の施設でも、折れ線の傾向は異なりますが、この期間において、総じて収益率は低下しています。

この中で、今回は、医療関係施設への融資を行う医療貸付事業における緊急的な融資制度をご紹介させていただきます。

また(社)日本病院会・(社)全日本病院協会・(一般社)東京都病院協会において調査し、取りまとめられた「民間病院の経営状況の実態および資金繰りの状況に関する調査 緊急報告書(平成二十一年三月十一日)」によると、現在の問題は、収入増はある

にも拘わらず、人件費及び経費増により内部留保が漸減したことにより資金繰りの必要性が増加しているものの、資金繰り資金の融通性が硬化していることにある。その背景にはサブプライム問題等による金融萎縮があり、市中銀行の利率アップの要求や貸し出し条件の見直しなどの融資萎縮につながったものと思われる。」とされています。

安定化資金のうち病院に限り、融資の上限額を一億円から七億二千万円に拡充するとともに、償還期間についても七年から十年に延長した取扱いとしたものです。

三、経営安定化資金の融資の概要

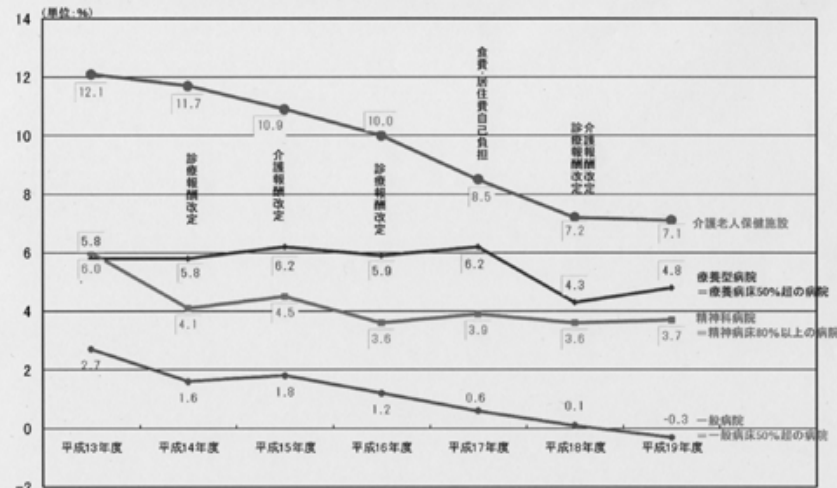
(一) 融資の条件

融資額……一病院当たり七億二千万円の範囲内での必要とする額。

診療所は、四千万円以内、介護老人保健施設は一億円以内。

融資利率：年一・八%(平成二十一

融資先施設の収益率の推移



(注)病院では収益率[(1-総費用/総収益)×100]を、介護老人保健施設では経常利益率(経常利益/経常収益)を計上した。

資料:当機構「病医院の経営分析参考指標」、「介護老人保健施設の経営分析参考指標」



ヒトにも環境にも優しい、そんな施設であってほしい。

優れた環境性・安全性・経済性。

病院、介護・福祉施設もオール電化にSwitch!

安全でクリーンな電化厨房、高効率で経済的なヒートポンプ給湯機や空調システムなど、オール電化が、ヒトにも環境にも優しいこれからの施設づくりをお手伝いします。

[Switch!] × [病院、介護・福祉施設]

東京都福祉保健局・東京都医師会からの  
連絡事項(4月・5月)

21福保健薬第136号 平成21年4月22日  
医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令等の一部を改正する省令の施行について

21福保健薬第266号 平成21年5月15日  
「クロザピン製剤の使用にあたっての留意事項について」等の送付について

21福保高在第147号 平成21年5月28日  
東京都認知症対策推進会議 医療支援部会報告書の送付について

報告書の全文及び概要版につきましては、東京都のホームページにも掲載しております。

21福保医安第108号 平成21年5月28日  
平成21年度医療法人設立認可説明会の開催について(通知)

東都医発657号 平成21年5月29日  
「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令」等の送付について

年六月十日現在)

借入者と当機構との貸付契約を締結した日の利率を適用。

・償還期間：十年以内、うち元金の据置期間は一年以内。

診療所、介護老人保健施設は、七年据置期間経過後は、月賦償還。資金の用途による償還期間の選択可能。

・担保：原則として、不動産担保が提供が必要。ただし、不動産担保が供せない場合は診療報酬債権(最大二ヶ月分)のみで可能。また、貸付金額が一千万円以下は無担保も可能。

・保証人：従前の保証人二人以上が必要から一人以上に緩和。

借入者(開設者)が法人の場合は、原則として法人代表者を含み一人以上、借入者(開設者)が個人の場合は、ご本人のほか同一一生計者以外の保証人が一人以上必要。

・その他：経営診断の受診が必要。

(二)適用期間等  
適用期間は平成二十二年三月末日まで

なお、将来的に経営改善が見込めない事例など、個別の状況により融資できないこともあります。

四、経済危機対策への対応

そのほか、経済危機対策の一環として、施設整備計画に対しても、次のような融資の優遇を実施します。

(一)耐震化整備に伴う建築資金の優遇  
厚生労働省は、補正予算で新耐震基準に適合していない病院の耐震化整備の促進を図るための補助事業を創設しました。

当機構も、耐震化事業の促進のため貸付利率等の融資条件を優遇するものです。

建物の補修事業のみならず、全面的な耐震化のための建替え及び移転事業も含み、補助事業以外にも優遇の対象とします。

制度の内容につきましては、医療貸付部医療業務課  
TEL 〇三三三四三三九二九三  
個別の融資のご相談、お問合わせは、  
医療貸付部医療審査課  
TEL 〇三三三四三三九二九四〇

http://www.wam.go.jp/wam/

(二)地域医療再生計画に基づく施設整備事業の優遇  
都道府県が、救急医療の確保、地域の医師確保など、地域医療の課題を解決するため地域医療再生計画を策定し、その実施に対し、厚生労働省は補正予算において交付金を計上し、同計画の実現を支援することとしています。当機構は、同計画に基づく指定を受けた医療機関の施設整備に対する融資条件を優遇します。

(三)社会保険病院等の資産購入に伴う融資条件の優遇  
社会保険病院及び厚生年金病院の資産を購入する法人への融資条件を優遇します。

このように、医療貸付事業におきましては、貸付利率などの優遇した融資を通して、医療関係機関の経営の安定化や地域医療の確保等をご支援していただくこととしております。

医療関係者の皆様には是非ともご利用を検討いただきたいと思います。

今回の融資制度等の関連情報は、当機構のホームページに掲載しております。  
ホームページアドレス：  
http://www.wam.go.jp/wam/

- 会務日誌・委員会報告(五・六月)**
- 五月三十一日  
第一回環境問題検討委員会
  - 二十一年度事業計画について
  - 地球温暖化対策報告書制度について
  - 第二回渉外・広報・会員組織委員会  
・広報紙一四五号反省  
および一四六号企画について
  - 五月二十五日  
第二回慢性期医療委員会
  - 第三次救急との医療連携について
  - 療養病床の転換について
  - 五月二十六日  
第二回医療安全推進委員会
  - 産業医研修会について
  - 新型インフルエンザへの対応について
  - 五月二十九日  
第一回事務管理部会  
・人材紹介会社に関するアンケートについて
  - 事務管理部会総会について
  - 総会記念講演会について
  - 六月九日  
第三回総務・経理委員会
  - 六月度理事会議題について
  - 六月十五日  
第一回急性期医療委員会
  - 今年度研修会開催について
  - 平成二十一年度  
東京都総合防災訓練について
  - 六月十九日  
第二回事務管理部会  
・人材紹介会社に関するアンケートについて
  - 総会記念講演会について

JR中央線「三鷹」駅 徒歩2分のツインタワー。「商業・医療・スポーツ・住宅」の複合開発。

**武蔵野タワーズ**

JR中央線「三鷹」駅北口駅前にて、  
第2期モデルルーム公開。

お問い合わせは「武蔵野タワーズ」マンションパビリオンまで  
【営業時間】10:00~18:00(水曜定休)

**0120-570-272**

物件の最新情報はホームページをご覧ください。  
**www.m570.jp**

富士を借景とし、朝陽に迎ええられる「武蔵野タワーズ」。  
※2008年4月撮影の眺望写真(現地上空約70m)に計画段階の図面を基に描いた完成予想図を合成し、CG加工を施したもので実際とは異なります。

※1「スカイゲートタワー」からの徒歩分数となります。

野村不動産 三愛地所 NTT都市開発 LAND 株式会社 ランプ ORIX オリックス不動産